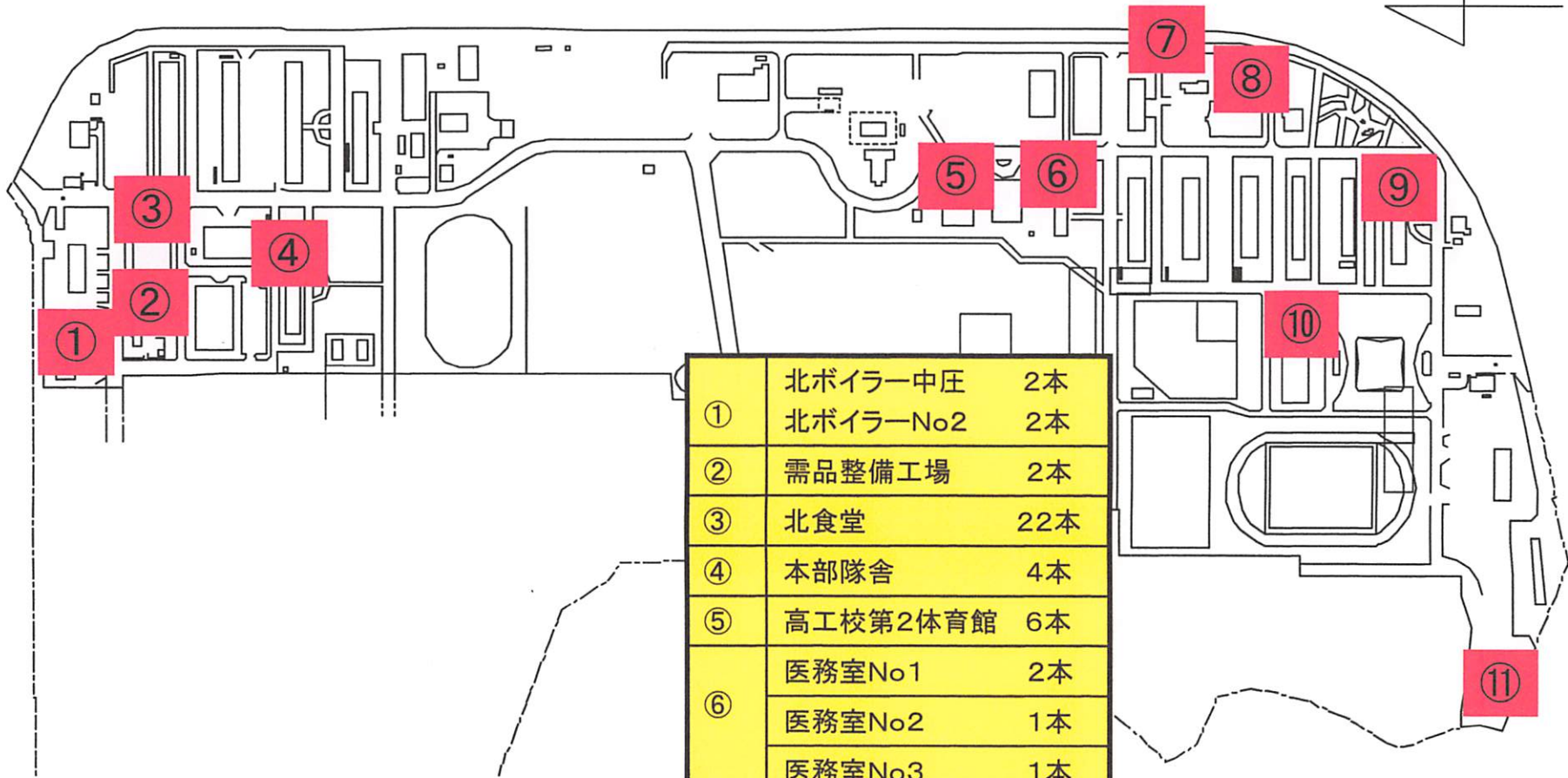


| 仕様書 | | |
|--------|-------|--|
| プロパンガス | 作成部隊 | 武山駐屯地業務隊 |
| | 仕様書番号 | 3 |
| | 作成年月日 | 平成31年1月29日 |
| 1 | 総則 | 本仕様書は、陸上自衛隊武山駐屯地業務隊の管理使用するプロパンガスについて規定する。 |
| 2 | 供給場所 | 別紙に基づく11箇所 |
| 3 | 期間 | 平成31年4月1日から平成32年3月31日 |
| 4 | 予定数量 | 11,560m ³ |
| 5 | 条件 | <ol style="list-style-type: none"> (1) 期間中は常時使用可能であること。 (2) プロパンガス缶の交換は契約業者が適時適切に行い、供給不可能とならないようにする。 (3) プロパンガス缶の設置本数は別紙太枠内各供給場所に記載されている本数とする。 (4) プロパンガス缶の設置本数に基づく消火器設置は契約業者が実施すること。 (5) 作業に必要な車両、器材、消耗品等は契約業者の負担とする。 (6) 設置場所の確認が事前に出来ること。 (7) 検針日は月末に近い平日(土、日、祝日は除く)とし、年度末は3月30日とする。 (8) 契約期間中、隊舎等の新築、解体が発生した場合、契約業者はプロパンガス缶の増減に対応出来ること。 (9) 年度末のプロパンガス缶の交換は、契約業者と官側が順調に調整できること。 |
| 6 | 賠償責任 | 契約業者はこの作業中過失に因る器物の消滅、破損及びその他の賠償を与えた時は、賠償の責を負わなければならない。 |
| 7 | 提出書類 | <ol style="list-style-type: none"> (1) 月締めとし、検針日に各箇所ごとの検針票1部(様式適宜) (2) 後日、官側指定の納品書各箇所毎3部 |
| 8 | その他 | <ol style="list-style-type: none"> (1) 仕様書に記載のない事項は、官側の指示によるものとする。 (2) 仕様書に疑義のある場合は、官側と協議する。 |

プロパンガス配置図



| | | |
|---|----------|-----|
| ① | 北ボイラー中圧 | 2本 |
| | 北ボイラーNo2 | 2本 |
| ② | 需品整備工場 | 2本 |
| ③ | 北食堂 | 22本 |
| ④ | 本部隊舎 | 4本 |
| ⑤ | 高工校第2体育館 | 6本 |
| ⑥ | 医務室No1 | 2本 |
| | 医務室No2 | 1本 |
| | 医務室No3 | 1本 |
| ⑦ | 南ボイラー中圧 | 2本 |
| | 南ボイラーNo2 | 2本 |
| ⑧ | 南食堂 | 52本 |
| ⑨ | 南1号隊舎 | 2本 |
| ⑩ | 南9号教室舎 | 10本 |
| ⑪ | カヌー庫 | 4本 |